

1. 災害に備える 都市基盤と体制の強化

—日頃から防災・減災に関心を持ち、自助・共助・公助の環境のもと安全に暮らせるまち—



基本方針

市民が日頃から防災・減災に関心を持ち、自助・共助・公助⁽¹⁾の環境のもと安全に暮らせるまちを目指します。

そのために、市民が防災・減災に関する知識や技術を習得し、自主防災組織⁽²⁾の育成や避難所の運営等について考える等、防災に関心を持つための取組を推進します。

また、総合的な防災力の向上に向け、広域で多方面にわたる民間企業や関係機関との連携を強化します。

現状と課題

- 今後予想される東南海・南海地震や奈良盆地東縁断層帯地震において、本市でも被害の発生が見込まれていることから、引き続き地震に対する防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時における情報の伝達方法について、経済性や有効性の高い手段が求められます。
- 限られた資源で効果的な防災対策を進める必要があることから、「橿原市地域防災計画」及び「橿原市地震防災対策アクションプログラム」をもとに各種災害対策を体系化し、災害時の対応を高めることができるシステムの導入が求められます。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
		H21	H22	H23	
自主防災組織に加入している世帯の割合	100.0%	74.0%	75.0%	75.3%	100.0%
避難所施設の耐震化率	100.0%	81.0%	81.0%	81.0%	100.0%

⁽¹⁾ 自助・共助・公助：自助は「自分の身は自分で守る」、共助は「地域や近隣の人が互いに助け合う」、公助は「行政機関による救助や援助等」。災害は突発的に発生するものであるため、災害発生時の初期消火や救助等、発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きくなっている。

⁽²⁾ 自主防災組織：住民自身が自発的につくる防災のための組織。規模の大きな災害のときは、交通網の寸断や同時多発火災等で、すぐには消防や警察等の救援が得られない可能性があり、被害を最小限に抑えることへの大きな力となる。

今後の取組

1 災害に強いまちの構築

災害に強いまちをつくるため、道路や河川等の基盤整備、住宅や建築物の耐震化等の予防対策を計画的かつ着実に実施します。

2 地域の防災力の向上

市民・自主防災組織・企業・学校等、地域における多様な主体の防災力の向上と意識啓発のため、広報誌・パンフレットの配布、ホームページの充実、防災セミナー・出前講座の開催、防災教育・防災訓練の実施等、様々な機会を活用した啓発活動を実施します。

また、消防機関等による実態に即した指導や各種研修会・講演会等への市民参加を促し、自助・共助・公助の協働による、減災に向けた体制を確立します。

さらに、身近な暮らしの中で学ぶことができるようなプログラムを考え、これからの担い手となる子どもたちに対しても、年齢に応じた防災に関する取組を実施します。

3 的確な防災情報処理の実施

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理の手法を構築するとともに、情報基盤の整備を進めます。関係機関との情報共有が可能で、信頼性や安全性が確保された、インターネットを活用したシステムを整備します。

4 人的資源の確保

災害対応マニュアルの見直しや災害対応訓練等の継続実施による、人材の育成、組織づくりや、県・国・他市町村・防災関係機関との連携強化等により、災害対応力を強化します。

5 安心・安全の確保

地震発生後、被災者の命を守るため、生き埋めになった人の救助活動、けがをした人の救急活動や避難誘導、二次災害防止対策等を実施するための体制を構築します。また、被災者の安心や安全を守るため、安否確認の支援、帰宅困難者対策、被災地での治安の確保等の取組を実施します。

6 市民生活の支援

災害時には、不自由な避難生活を余儀なくされるため、早期にライフラインの復旧や緊急輸送路を整え、避難生活を支えるための食料や生活物資の確保に努めます。また、市としての備蓄の推進や災害時要援護者の支援及び保健衛生対策等について、民間企業等との防災協定や企業備蓄を活用した取組を実施します。

7 復興支援の実施

災害からの早期復興を目指すため、被災者の生活再建支援や心身のケアに努め、復旧や復興に向けた取組を実施します。



防災訓練の実施

市民等との役割分担

市民は、防災訓練の実施や防災に関する知識を習得することで、防災意識が地域へと広がる（自助・共助）ことが期待されます。

2. 耐震対策の推進

—大地震への不安を感じることなく暮らすことができるまち—



基本方針

今後発生が予想される大地震に対して、不安を感じることなく暮らすことができるまちを目指します。

そのために、公共建築物の耐震化を推進するとともに、市民による住宅等の建築物の耐震化を推進することを支援します。

現状と課題

- 戸建て住宅の耐震診断や、建築士による住宅・建築物の無料相談会を開催することで、市民の不安解消を図っています。
- 平成27年度までを計画期間として、地震による被害の半減を目指し策定された「榎原市耐震改修促進計画」に基づき、国庫補助を活用して更なる住宅・建築物の耐震化対策に取り組んでいます。今後、改修費の補助等による民間住宅や建築物の耐震化対策に、引き続き取り組む必要があります。
- 阪神大震災・東日本大震災の発生により、耐震化に対する市民の意識は高まっていますが、「工事費用が高い」、「高齢のため長くは住まない」、「改修方法がわかりにくい」等の理由で耐震化が進んでいないため、市民への更なる啓発が求められています。
- 市内の小中学校や幼稚園施設については、非常災害時に地域住民の避難所となることから、全施設の早期の耐震化に向けて、計画的に耐震工事を継続する必要があります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
住宅の耐震化率	83.0%	76.0%	77.0%	78.0%	90.0%
市立幼稚園・小中学校の耐震化率	—	73.4%	77.1%	78.6%	100.0%

今後の取組

① 榎原市耐震改修促進計画の推進

東日本大震災以降の国の被害想定の見直しを踏まえて、「榎原市耐震改修促進計画」の改正を行います。本計画に基づき、建築物の耐震化を促進するため、市民へのパンフレット・チラシ等の配布、講習会等の開催、耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実、地震保険加入の啓発、自治会等との連携等を図ります。

防災上重要な建築物や、多くの人が利用する施設は、防災拠点としての機能を確保するとともに、人的被害の発生のおそれ等、被災時の影響を勘案して建物台帳を作成し、耐震診断・耐震改修の進捗管理を行います。

建築物が個人財産であることを考慮した上で、国の補助制度を活用し、市内の建築物の耐震診断、耐震改修工事を支援します。

② 公共建築物(市有建築物)の耐震化

災害時の活動拠点として活用される公共施設について、被災時の利用者の安全を確保するため、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮して耐震化を進めます。

また、耐震化が必要な幼稚園、学校については、耐震診断の結果や建物の利用状況を踏まえて優先度を定め、平成27年度までに耐震補強工事を行います。



学校の耐震補強

市民等との役割分担

市民一人ひとりが減災の意識を持って、所有する住宅・建築物の耐震化に努め、生命や財産を自ら守ることが期待されます。

3. 消防体制の強化

—災害や事故に、迅速かつ的確に対応することができるまち—



基本方針

複雑・多様化する災害や事故に、迅速かつ的確に対応することができる消防体制のあるまちを目指します。

そのために、県下で進められている消防の広域化を見据えつつ、橿原消防署・橿原市消防団・橿原警察署に自主防災組織⁽¹⁾を加えた各関係機関の連携を強化します。

また、高齢者世帯の住宅火災が増加していることから、高齢者への防災意識の啓発や火災予防の指導を推進します。

現状と課題

- 本市における年間の火災発生件数は、概ね30件弱と低い数字で推移していますが、高齢者世帯の火災が増加していることから、防火意識の啓発や火災予防の指導をより充実していく必要があります。
- 消防団については、消防団員確保に向けた取組を行う必要があります。体制を維持し、地域での活動を充実していくために、市民の理解と協力が求められています。
- 消防活動における各関係機関相互の応援体制の構築や人的・資機材の効率化に向け、県下では消防の広域化が進められており、本市においても体制の整備が求められています。
- 本市において、密集市街地での消火対策及び同時多発火災等に対応する、消火体制を充実する必要があります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
消防団加入率 (条例定員達成率)	100.0%	96.9%	97.3%	96.1%	100.0%

⁽¹⁾ 自主防災組織：P.14⁽²⁾参照

今後の取組

1 消防力の強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、消防団員の確保・招集や、通信システムの整備、消防機器の充実及び各種訓練の実施等に取り組むとともに、各関係機関の連携強化に努めます。また、同時多発火災等の大災害にも対応することができるよう、県消防の広域化に向けて取り組みます。

2 消防水利の充実

震災対策として、耐震性貯水槽の整備や維持管理及び消火用水の確保に努めます。

市街地の拡大に合わせた消火栓の充実や維持管理に努め、火災発生時に即応できる体制を整え、密集市街地等での延焼を防止します。

3 自主防災組織の育成の推進

橿原市消防団と橿原消防署との連携による自主防災組織の訓練指導を行うことで、地域防災力の向上を目指します。

さらに、消防団と地域との連携を強化し、消防・防災訓練の指導を定期的実施することで、市民一人ひとりとコミュニティの防災力をともに高めます。



消防操法大会

4 火災警報器設置の啓発

消防法で設置が義務化されている住宅用火災警報器について、未設置住宅への啓発を行います。

5 文化財防火の推進

指定文化財所有者や管理者を含め、文化財防火週間に実施している橿原市消防団の防火訓練を継続します。



防災訓練

市民等との役割分担

市民は、様々な訓練等に積極的に参加して、火災予防、防災に対する意識や災害対応力を高めることにより、自主防災組織力の向上が期待されます。

4. 安心安全な地域づくりの推進

—犯罪が少なく、安全で快適に暮らせる交通環境のあるまち—



基本方針

犯罪の少ないまちを目指し、地域での自主的な防犯活動の支援、防犯意識の啓発や犯罪が起きにくい生活環境の整備を進めます。

誰もが安全で快適に暮らせる交通環境のあるまちを目指し、関係機関との連携を強化しつつ、交通安全意識の啓発や、交通安全施設の整備、公共交通の充実等に取り組みます。

現状と課題

- 防犯対策として青色防犯パトロール隊⁽¹⁾の発足、防犯灯の設置、子どもの事件・事故防止教室等を開催していますが、更に、犯罪を抑止する環境づくりが求められています。
- 交通安全意識の更なる高揚のため、交通指導員の知識や説明技術・企画運営能力の向上等、人材育成に努める必要があります。
- 自転車利用者の利便性の向上と駅前での放置自転車の抑制のため、駐輪場の整備や放置自転車の撤去に、引き続き取り組む必要があります。
- 人口減少や高齢化により、高齢者等の日常生活を維持するための移動手段の確保が重要となっています。特に、本市周縁部には公共交通空白地域が存在しており、対応が求められています。また、観光面においても、近鉄大和八木駅前を市の表玄関として機能させるため、藤原宮跡・明日香方面へのアクセスの改善に取り組む必要があります。
- 駅前の集客や違法駐車・放置自転車の抑制等のために、立体駐車場・駐輪場を設置していますが、利便性の更なる向上や、施設の老朽化への対応が求められています。

⁽¹⁾ 青色防犯パトロール隊：地域の犯罪を防ぐために自主的に防犯活動を行う団体のうち、警察からの認可を受けて、青色回転灯（パトランプ）を装着した自動車に機動的にパトロールを行う団体。平成17年4月から活動開始。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
青色防犯パトロール隊団体数	16団体	10団体	10団体	10団体	16団体
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合	50.0%	—	—	55.6%	60.0%
コミュニティバスの利用者数	29,000人	25,669人	25,329人	28,096人	30,000人

今後の取組

1 防犯体制の整備・推進

民間ボランティアによる青色防犯パトロール隊の発足を推進するとともに、子どもを犯罪から守るための不審者情報（子ども安全メール）の配信を、継続して実施します。

長寿命で故障の少ないLEDの防犯灯の設置を進めることで、夜間の市民の安全確保に努めます。

2 交通安全意識の高揚

交通安全運動や各種キャンペーンをはじめ、交通指導員による学童誘導、交通安全教室の開催等の活動により、交通安全意識の高揚を図ります。

また、高齢者の交通事故防止対策として、警察や交通安全協会等の関係機関と連携して、交通安全教育等を推進します。交通指導員の人材育成に向け、積極的な研修への参加やマニュアル作成に取り組めます。

3 快適で安全な交通環境の確保

近鉄各駅周辺に整備されている駐輪場の利用を促すと同時に、放置自転車の撤去を一層進め、駅周辺の安全確保と環境美化に努めます。

駐車場や駐輪場のニーズに対応できるよう、運用方法を検討します。

また、警察との連携を強化し、違法駐車等防止重点地域を中心に、違法駐車車両等に対する指導や警告及び撤去の処置を推進し、交通安全確保と環境美化に努めます。

交通危険箇所の把握に努め、警察をはじめとする関係機関と連携して、信号機・カーブミラー・ガードレール・道路標識・道路標示等、交通安全施設の整備推進を図ります。

本市の周縁部の公共交通空白地帯の解消と、新たな公共交通空白地帯を生み出さないため、コミュニティバスの利用促進をはじめとした交通体系の整備を進めます。

4 コミュニティバスの利用促進

市民が安全で快適に移動できるよう、公共交通の充実を目指して、平成23年度に策定された「橿原市生活交通ネットワーク計画」に基づき、既存のコミュニティバスの広報活動の一環として、駅前バス停へのコミュニティバスの案内板や時刻表の設置、土・日・祝日における藤原宮跡や明日香方面のバスにはガイドによる観光案内を実施する等、利用者の利便性や満足度を高める方法を検討します。

5 新たな交通体系の整備

「橿原市生活交通ネットワーク計画」に基づき、市南西部の交通空白地域の解消のために、新たなバス路線の運行を目指します。また、民営の路線バスや周辺自治体が運営するバスとの連携を検討することで、持続可能なバス輸送を中心とした交通基盤を整備する等、都市基盤に合わせた新たな交通体系の構築に取り組めます。

市民等との役割分担

市民は、青色防犯パトロール隊の新規発足の推進等、自主防犯意識を高め、関係機関と連携して可能な防犯活動に取り組み、安全な地域環境づくりに努めることが期待されます。また、交通安全大会や交通安全教室等へ参加することで、交通安全に対する意識を高め、交通ルールやマナーを守ることが期待されます。既存の公共交通体系を維持するためにも、公共交通機関及びコミュニティバスの利用をさらに進めることが期待されます。